生活支援で消費喚起

プレミアム付商品券各地で　店頭売上げに即効性

▲大田区では４月16日の初日から、蒲田東口（協）事務所に続々と買物客が訪れる
杉並区では４月11日より高齢者等へのネット予約受付がスタート▶

国の補正予算によるプレミアム付商品券が、都内各地の商店街で続々とスタートしている。４月に先行スタートした品川区商店街連合会や大田区商店街連合会では、発売早々に売り切れる会場も続出。商店街通りへの集客や賑わい演出効果、さらには各店頭売上げにも貢献。個々の地域性に即したユニークな〝ご当地〟商品券が、今後も続々と予定されている。

〝長蛇の列が負担となる、いわゆる社会的弱者の方に配慮した販売手法や優先枠を設定したのが杉並区商店会連合会だ。今回は15％プレミアム付商品券について、長蛇の列が予想される6月の一般販売に先駆けて、4月11日～30日にインターネットやスマートフォン、ハガキでの事前受付を実施（右上の画像参照）。15万冊を事前受付枠として設定したうえで、①70歳以上の高齢者②中学3年生までの子育て世帯③障害者の方④それ以外――の4区分別に、①～③には10万冊、④には5万冊を設定するなど社会的弱者に優先配分している。

プレミアム付商品券を子育て世帯や高齢者世帯への〝生活支援券〟と位置づけた「支援券」として、市内の全対象者に進呈するのが八王子市だ。6月中旬発行の20％プレミアム付商品券（1冊6000円相当を5000円にて提供）について、子育て世帯には18歳以下の子ども1人につき2000円相当分を、75歳以上の高齢者世帯には1世帯1000円相当分を郵送する。加えて一般向け販売としても、市内全世帯を対象に1世帯・1冊の購入整理券を郵送して、市内各所の引き換え販売拠点でイベント等を予定。こうして全世帯に購入チャンスを提供することは、新たな地元客層を商店街に呼び込む契機ともなりそうだ。

このほか中央区商店街連合会では往復ハガキによる抽選方式を採用しており、20％プレミアム付商品券（1冊あたり1万2000円相当・総額2億4000万円）について、7月上旬の発売へ向けて、まもなく申込み受付けをスタート。

20％プレミアム付商品券を発行総額23億円と都内最大規模にて発行予定の江戸川区商店街連合会では、利用期間を6月1日～8月末までの3カ月と短期に設定することで、早期の店頭消費還元を後押し。区商連60周年事業「プレミアム付商品券フェア」も予定しており、区全域で盛り上げていく。

『がんばる商店街30』選定・PR

中小企業庁

中小企業庁では、①革新的な製品開発・創造的なサービスの提供等を通じて、地域経済活性化や海外での積極的な販路展開に取り組む中小企業・小規模事業者、そして②地域の特性・ニーズを把握し創意工夫を凝らした取組により、地域コミュニティの担い手として商店街の活性化や地域の発展に貢献している商店街の取組事例を、それぞれ「がんばる中小企業・小規模事業者300社」（①）及び「がんばる商店街30選」（②）として選定している。

3月27日には経済産業省において授賞式を開催したほか、選定された300の事業者、30の商店街の取組を収録した冊子も作成。優良取組事例については経済産業省本館1階ロビーで展示も行っている。

なお冊子「がんばる商店街30選」の内容は、「http://www.meti.go.jp/press/2014/03/20150327010/20150327010-5.pdf」でも閲覧できる。

都内商店街対象に省エネ&経営診断

クール・ネット東京と都診断士協会が連携

公益財団法人東京都環境公社の東京都地球温暖化防止活動推進センター「クール・ネット東京」では、一般社団法人東京都中小企業診断士協会が実施する都内商店街を対象とした「商店街支援事業」に合わせて、同時に「無料省エネルギー診断」を提供する。6月以降、同診断士協会による商店街支援事業の実施に合わせて、対象商店街ごとの希望する各所属店舗に対して、無料の省エネ診断を実施していく。

クール・ネット東京は都知事の指定を受けた、都内中小規模事業所および家庭部門の温暖化対策拠点。無料省エネ診断では、経験豊富な診断員（エネルギー管理士）がエネルギー使用状況などを、2時間程度の現場での調査により分析する。

エネルギー使用の見える化や照明スイッチの細分化、看板照明のタイマー設置、照度の計測、照明の間引き、LEDへの更新などを提案し、店舗ごとに報告書を作成する。

一方で、東京都中小企業診断士協会は、経済産業大臣認定の中小企業診断士からなる組織で、商店街・個店の経営診断・分析をはじめ経営戦略・事業計画策定、補助金申請、事業承継などを支援。本紙4面においても連載「商店街カルテ」シリーズに毎号寄稿いただいている。

今回の省エネ&経営診断の実施対象は、都診断士協会の商店街支援事業の対象となった商店街のみだが、個店向けの無料省エネ診断の単独実施については、クール・ネット東京が随時受付ている。

所属店舗への無料省エネ診断を希望する商店街は、それぞれの地元区市商店街連合会経由にて、東京都商店街振興組合連合会までお申し込みください。

▽「無料省エネ診断」の問合せ先　クール・ネット東京　省エネ推進チ☎03・5388・3439まで

商店街振興組合の運営の手引き〈5〉

総会の意義

総会は、組合員全員をもって構成し、組合の最高意思を決定する必要機関であるから、定款の定めをもってしてもこれを廃止することはできない。しかしながら、常置機関ではないので、適法に招集され、要件を満たしたときにのみ存在する。また、総組合員で構成するものだから、本来からいえば、万般の事項を決定しうるべきものであるが、組合運営は、日々の社会・経済状況の変化に応じて行われなければならないので、総会は基本的事項のみを決定する機関とされる。

総会は組合の最高機関であるが、外部に対し組合を代表するものでない。すなわち、総会はあくまでも組合内部の機関であるから、その決議は、組合の内部に対してのみ効力を生じ、外部に対して効力を生じるものではない。外部に対して組合を代表するのは、代表理事である。

総会には、定期に開催される通常総会と、必要に応じ随時開催される臨時総会とがある。創立総会は、設立中の組合の最高意思決定機関として、設立に関する一切の事項を決議する権限を有するものであって設立後の組合の総会とは性格を異にする機関である。

通常総会の招集は、法第57条で通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度１回招集しなければならない。

通常は定款で、毎事業年度終了後２カ月以内に開催することを定めている。これは、法人税法に事業年度終了後２カ月以内に確定申告をしなければならないという規定があり、これに対応して定められたものである。

ただし、定款で３カ月以内に総会を行う場合は、２カ月以内に予定納税し、総会後確定申告しなければならない。

通常総会の招集を決定するのは理事会であり、理事会が具体的な開催の日時、場所、議案等を決定し、代表理事がこれを執行して招集する（法第65条）のであるが、その議案には決算関係書類の承認を含んでいることを要する（法第53条第２項）関係上、その期日は、前事業年度終了後あまり経たない頃ということになる。

通常総会の招集義務を怠った理事は、１万円以下の過料（法第93条13号）。

臨時総会の招集

第58条　臨時総会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、何時でも招集することができる。

２　組合員が総組合員の５分の１以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から20日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

３　前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

４　前項前段の電磁的方法（経済産業省令で定める方法を除く）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事会に到達したものとみなす。

１．臨時総会の招集（第１項）

毎事業年度１回、定期に招集される通常総会以外の総会は、すべて臨時総会である。

臨時総会は、回数に制限がなく、いつでも必要に応じて招集することができる。臨時総会の招集も通常総会と同じく理事会が決定し、定款の定めに従って代表理事が招集手続を行う。

２．少数組合員による招集の請求（第２項）

総会招集の手続きは１に述べたとおりであるが、例外として組合員から臨時総会の招集を請求し、又は直接組合員が臨時総会を招集しうる場合がある。これは、少数組合員に対し、組合員の利益保護の見地から、招集請求権を与えられているものである。

すなわち、組合員は、総組合員の５分の１以上の同意を得て、会議の目的たる事項（総会の議題となる事項）及び総会招集の理由を記載した書面を提出することにより、臨時総会を招集すべきことを理事会に請求することができる。理事会に提出することとしたのは、総会招集の決定権が理事会にあるからであるが、実際には、理事会あての請求書を代表理事に提出することになる。

この請求が適法になされたときは、代表理事は理事会を開き、理事会はその請求にかかる臨時総会の招集を決定しなければならない。その総会の会日は、請求のあった日の翌日から起算して20日以内の一定日でなければならない。「理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集すべきことを決し」なければならないとされているのは、理事会を開催して総会招集を決定すべき期間が請求のあった日から20日以内であるということを意味しているのではない。

なお、理事会は、この請求権を却下することもできるものと解されている。少数組合員による請求が常に正当であるとは限らないし、また、却下された組合員に対する救済規定が次の第59条に設けられているからである。しかし、代表理事が招集手続をしない場合において、組合員に正当な理由があり、行政庁の承認を得て総会を招集したときは、その内容いかんによっては理事が責任を追及されることになる。

３．電磁的方法による招集請求（第３、４項）

組合員は、総会における書面をもってする議決権の行使に代えて、電磁的方法によって行使することが可能である。こうした電磁的方法の採用が定款に定められている組合にあっては、組合員が臨時総会の招集を請求しようとするときは、臨時総会請求書に総組合員の５分の１以上の組合員の電子署名が付された同意ファイルを添付し、組合電子メールアドレスに宛てて電子メールを発する方法等によって行うことができる。

この場合、請求書に添付される「同意ファイル」については、本人が作成し同意した真正性を担保する必要があるため、通常のＩＤ又はパスワードの入力に代えて、「電子署名が付された同意ファイル」であることが要求される。

臨時総会招集請求の同意を求めるメッセージをウェブサイトに掲載してこれに同意する組合員を募り、これに同意する組合員が当該メッセージに書き込みをし、これを取りまとめて組合員に送付する方式は、本請求の性質上なじまず適当でないことから認められない。

臨時総会招集請求書の到達時点については、磁気ディスクやＣＤ－ＲＯＭ等で提供する場合には、通常の書面での提出と何ら変わるところはないことからこれと同様の扱いとし、電子メール、ＥＤＩ（データをまとめて一括送信する方法）、ウェブサイトのホームページを利用する方法等で提供する場合には、理事会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時、すなわち、組合のパソコンが電子メールを受信したときに、また、電磁的記録をファイルに記録するファクシミリに送信する方法で提供する場合には、組合のファクシミリが受信したときに、それぞれ理事会に到達したものとみなされる（法施行規則第１条の２）。

第59条　前条第２項の規定による請求をした組合員は、同項の請求した日から10日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行なう者がない場合において、組合員が総組合員の５分の１以上の同意を得たときも、同様とする。　前条の規定により、組合員が臨時総会招集を請求したにもかかわらず、代表理事が10日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、総会招集の請求をした組合員は、行政庁の承認を得て、自ら総会を招集することができる。

「10日以内」としたのは、前条の規定によれば、請求の日から20日以内に総会が開催されることとなっているが、各組合員に対する招集通知は、総会の会日の10日前までに到達することを要するから（法第60条）、逆に請求の日から10日以内に招集通知が到達しなければ代表理事が招集手続をしなかったと認められるし、また、この期間が経過した後に到達した招集通知は、郵送事故による遅延等の場合を除いては、違法の招集手続となるからである。

また、何らかの理由で、理事の職務を行う者がいない場合にも、組合員は、総組合員の５分の１以上の同意を得れば、行政庁の承認を得て、総会を招集することができる。ただし、現実には、代表理事及び一般の理事について、任期満了及び辞任による退任に際し残任義務が課せられているので、これに該当する場合はほとんどあり得ず、強いて例を求めれば、理事の全員を解任したにもかかわらず後任理事の選挙を行わなかった場合、理事全員が死亡した場合等をあげることができる。

行政庁の承認は、招集権の取得要件である。行政庁の承認行為については、何らの規定がないから、裁量権があるものと考えられる。承認を得る手続については、施行規則第４条第１項に定められている。

第60条　総会の招集は、会日の10日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

東京都の平成27年度制度融資「事業承継」を新設

東京都の平成27年度中小企業向け制度融資がスタートした。同制度は、資本金5000万円以下の小売業・サービス業または従業員50人以下の小売業（100人以下のサービス業）などの中小企業や商店街振興組合等が、必要な資金を円滑に調達できるよう東京都、東京信用保証協会、制度融資取扱指定金融機関の3者が協調して資金を供給するもの。

とくに今年度は後継者への事業引継ぎ期に、経営安定化や多角化を目的として活用できる新メニューとして「事業承継」が創設され（組合は対象外）、信用保証料の2分の1の補助などが盛り込まれている。このほか中小小売商業者や商店街に関係の深い制度の概要は次の通り。

なお以下の記載においては、保証人については原則として法人は代表者、個人事業者は不要、組合は代表理事。物的担保については、既往の保証付融資残高と新規の保証付融資額の合計が8000万円以下の場合は原則無担保。融資利率については、「責任共有制度対象利率」「責任共有制度対象外利率（※）」のうち、各融資メニューで主に適用される利率を記載している。申込受付は来年3月末日までで、詳しくは東京都産業労働局金融部金融課（☎03・5320・4877）まで。

【小規模企業向け融資】

▽小口（国の全国統一保証制度）：小口資金を調達

対象＝小売・サービス業は従業員数5人以下の事業者等で、この融資を含め全国の信用保証協会の経営指導を1年以内に6カ月以上複数回受け、証明を受けたもの。②経営革新特例は、経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたもの。③期つなぎ特例は、都・区市町の保証付融資制度を利用し、元金返済を1年以上継続しているもの

限度額＝1企業・1組合1250万円、③特例は300万円

資金使途・融資期間＝運転資金7年以内（据置6カ月以内を含む）、設備資金10年以内（据置6カ月以内を含む）、③特例は運転資金2年以内

利率（年）＝固定金利1・9％以内～2・5％以内（※）。①・②特例はさらに0・4％優遇、③特例は固定金利1・9％以内（※）

信用保証料補助＝都が2分の1を補助

▽小規模企業：事業資金を調達

対象＝小売・サービス業は従業員数10人以下の中小企業者

限度額＝1企業8000万円

資金使途・融資期間＝「▽小口」と同じ

利率（年）＝2・1％以内～2・7％以内

【一般事業資金融資】

▽商店街振興組合等向け：組合の事業資金や組合員への転貸資金を調達

対象＝商店街振興組合等

限度額＝1組合2億円、転貸1組合員3500万円

資金使途・融資期間＝運転資金7年以内、設備資金10年以内（据置6カ月以内を含む）

利率（年）＝2・1％以内～2・7％以内

連帯保証人＝転貸以外は原則として代表理事、転貸は代表理事および転貸先代表者

物的担保＝必要に応じて有担保

【経営支援融資】

▽災害緊急：東日本大震災の被害に対応

対象＝東日本大震災復興緊急保証制度に係る区市町村長等の認定等を受けた中小企業者及び組合

限度額＝1企業2億8000万円、1組合4億8000万円

資金使途・融資期間＝運転資金、設備資金10年以内（据置2年以内を含む）

利率（年）＝1・5％以内（※）

信用保証料補助＝全事業者に都が2分の1を補助

▽経営セーフ：売上の減少、取引先の倒産、災害等に対応

対象＝セーフティネット保証（売上の減少、取引先の倒産、災害などにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者及び組合について保証限度額を別枠で設定する等の措置を行う制度）に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者及び組合

限度額、資金使途・融資期間、利率（年）＝「▽災害緊急」と同じ

信用保証料補助＝小規模企業者には都が2分の1を補助

▽経営一般：売上の減少、取引先の倒産、災害等に対応

対象＝①最近3カ月の売上が前年同期比5％以上減少又は減少見込②最近3カ月の売上が平成20年8月以前の直近同期比5％以上減少又は減少見込③売上原価の20％以上を占める原油等仕入価格が20％以上上昇の一方で価格転嫁できていない④金融機関からの総借入金が前年同期比10％以上減少⑤倒産等企業に事業上の債権を有している⑥災害により事業活動に影響を受けている⑦東京都知事が指定するもの――のいずれかを満たす中小企業者及び組合

限度額＝1企業1億円、1組合2億円

資金使途・融資期間＝「▽災害緊急」と同じ

利率（年）＝1・7％以内～2・2％以内

信用保証料補助＝「▽経営セーフ」と同じ

▽事業承継【新規】：事業承継前後における経営の安定化や事業の多角化に対応

対象＝①事業承継を10年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組む②事業承継をした日から5年未満で、事業計画を策定し経営安定化等に取り組む③経営承継関連保証に係る経済産業大臣の認定を受けている――のいずれかに該当するもの

限度額＝2億8000万円

資金使途・融資期間＝運転資金10年以内（据置6カ月以内を含む）

利率（年）＝金融機関所定

信用保証料補助＝小規模事業者は都が2分の1を補助

▽借換：月々の返済負担を軽減

対象＝複数口の都・都内区市町の保証付融資制度を利用し、約定返済を1年以上継続している中小企業者及び組合

限度額＝1企業・1組合5000万円

資金使途・融資期間＝運転資金10年以内

利率（年）＝「▽特別借換」と同じ

●申込者の条件

都内に事業所（住居）があり、信用保証協会の保証対象業種を営む中小企業者又は組合。許認可等が必要な業種にあっては当該許可等を受けていること、事業所税等の未申告、滞納や、社会保険料の滞納がないこと、現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと

お年寄りの万引き防止

26年度都振連調査報告書④

孤独、さびしさ要因に

アンケート結果詳細Ⅱ

【流通関係者対象】

Q4　店での高齢者に対する万引き対策

「店における高齢者の万引き対策」の回答は、「わからない」が「小売業社員」で32・0％と高い。社員としては店の万引き対策を具体的に把握していない者が3割強である。「商店経営・販売」は8・0％とその差24・0ポイントある。

「必要ないのでしていない」は「商店経営・販売」で38・0％である一方、「小売業従業員」では4・0％と低い。

「商店経営・販売」では、「しっかりしている」（12・0％）と「多少している」（18・0％）を合わせて30・0％が「高齢者の万引き対策」を実施している。「必要だがしていない」（10・0％）、「必要だがあまりしていない」（14・0％）を合わせて24・0％が必要と思うものの対策を実施していない。この双方を合わせて「高齢者の万引き対策が必要」と思っている店が54・0％と半数強である。その内訳として「高齢者の万引き対策を実施している」が30・0％、「実施していない」が24・0％である。

「小売業社員」の回答では「しっかりしている」（2・0％）と「多少している」（32・0％）を合わせて34・0％が「高齢者の万引き対策」を実施している。「必要だがしていない」（6・0％）、「必要だがあまりしていない」（24・0％）を合わせて30・0％が必要と思うものの対策を実施していない。この双方を合わせて64・0％が「高齢者の万引き対策が必要」と思っている。

Q5　高齢者が万引きをする理由

「ふだんの生活が孤独、さびしいと感じることの気分解消」と「万引きすることが『くせ』や『習慣』になっている」の2項目が高いが、前者（気分解消）は「商店経営・販売」が60・0％、「小売業社員」が42・0％と18・0ポイントの差がある。一方、後者（くせ、習慣）は「商店経営・販売」が48・0％、「小売業社員」が62・0％と14・0ポイントの差がある。

3番目が「貧しくて生活に困っている」、4番目が「認知症など脳や神経の病気」、5番目が「周りに万引きを止める人がいない」となり、「商店経営・販売」と「小売業社員」の際はほとんどない。

Q6　万引きする高齢者は「万引きは犯罪だ」と思っているか

全体で「はっきりと思っている」（19・0％）、「多少は思っている」（36・0％）を合わせて55・0％。「思っていない」（6・0％）、「あまり思っていない」（23・0％）を合わせて29・0％であり、「思っている」の回答が高い。

Q7　高齢者の万引き件数の地域による違い

「商店経営・販売」では「あると思う」（36・0％）、「まあると思う」（30・0％）を合わせて66・0％となる。「小売業社員」では「あると思う」（24・0％）、「まあると思う」（36・0％）を合わせて60・0％となる。
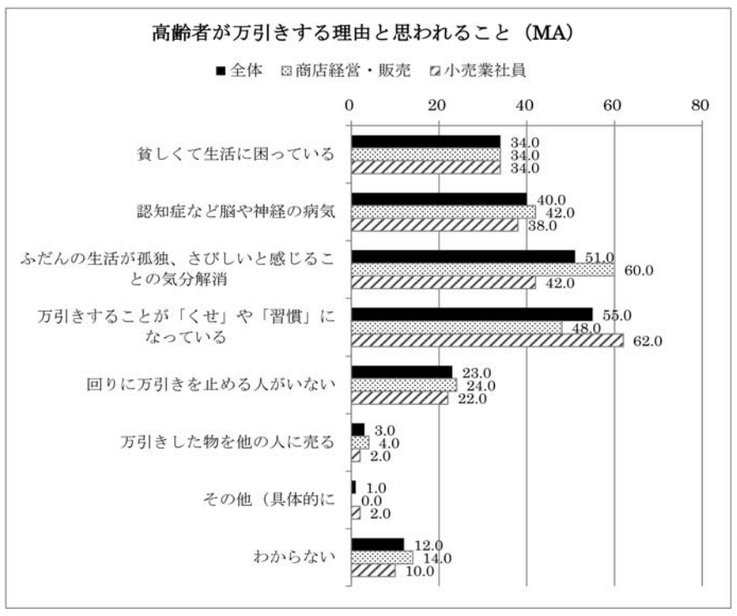
「わからない」の回答は「商店経営・販売」で18・0％、「小売業社員」で16・0％ある。